

LEGAL REPORT

「会社役員の内統制システム構築義務」

2015.05.07



おかやま番町法律事務所
弁護士 小寺 立 名

□弁護士登録 平成17年10月
(登録番号33481)

□主な経歴

S 48 岡山市生まれ
H4 岡山大安寺高校卒
H8 京都大学法学部卒
H14 岡山市嘱託勤務
H14 司法試験合格
H17 弁護士登録
H21 おかやま番町法律事務所
H25 岡山県嘱託勤務

□諸活動

H23年度～現在
日弁連
弁護士業務改革委員会副委員長
H25・26年度
岡山弁護士会
弁護士業務推進委員会委員長
H27年度
岡山弁護士会
弁護士業務改革委員会委員長

1. はじめに

架空売上の計上，使用してはならない原材料の使用，会社の預金の横領・・・，会社の役員や従業員が不正行為を行い，その結果，会社やその取引先に損害を与えてしまった場合，会社の役員は個人的な賠償義務を負うのでしょうか。

2. 内部統制システム

会社法は，取締役や従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制など，会社業務の適正を確保する体制（これを「内部統制システム」あるいは「リスク管理体制」といいます）の整備を，役員の責務として定めています（たとえば，取締役会設置会社については会社法362条4項6号，会社法施行規則100条）。

この内部統制システム構築義務違反が問われたリーディングケースとして，大阪地方裁判所平成12年9月20日判決があります。これは，A銀行の米国支店の行員が不正な無断取引，簿外取引を行って巨額の損失を出したことにつき，担当

取締役が任務懈怠の損害賠償義務を認めるとともに，行員の不正行為を直ちに米国連邦司法省に通知しなかったことなどについてA銀行が罰金を支払ったことにつき代表取締役等に任務懈怠の損害賠償義務を認めた判決です。役員に対して約830億円という巨額な賠償命令が出された判決でした。

この判決は，「取締役は，自ら法令を遵守するだけでは十分でなく，従業員が会社の業務を遂行する際に違法な行為に及ぶことを未然に防止し，会社全体として法令遵守経営を実現しなければならない。しかるに，事業規模が大きく，従業員も多数である会社においては，効率的な経営を行うため，組織を多数の部門，部署等に分化し，権限を部門，部署等の長，さらにはその部下へ委譲せざるを得ず，取締役が直接全ての従業員を指導・監督することは，不相当であるだけでなく，不可能である。そこで，取締役は，従業員が職務を遂行する際違法な行為に及ぶ

ことを未然に防止するための法令遵守体制を確立すべき義務があり、これもまた、取締役の善管注意義務及び忠実義務の内容をなすものと言うべきである。」と述べています。

そして、具体的な役員の責務として、リスク管理体制の大綱については、取締役会で決定することを要し、業務執行を担当する代表取締役及び業務担当取締役は、その大綱を踏まえ、担当する部門におけるリスク管理体制を具体的に決定すべき職務を負い、その他の取締役は、代表取締役及び業務担当取締役がリスク管理体制を構築すべき義務を履行しているか否かを監視する義務を負う、と述べています。

3. 内部統制システムの内容

それでは、具体的には、どの程度の内部統制システムを構築すればよいのでしょうか。

この点については最高裁判所平成21年7月9日判決が参考になります。この事案は、B社の従業員が行った架空売上計上により、B社の有価証券報告書が虚偽の内容となり、そのことが発覚した後、株価が下落して投資家が損害を被ったという事案です。最高裁判所

は、本件不正行為当時、B社は、①職務分掌規定等を定めて事業部門と財務部門を分離し、②事業部内においても、営業部とは別に、注文書や検収書の形式面の確認を担当する課、ソフトの稼働確認を担当する部を設置し、それらのチェックを経て財務部に売上報告がされる体制を整え、③監査法人との間で監査契約を締結し、当該監査法人及びB社の財務部が、それぞれ定期的に、取引先あてに売掛金残高確認書の用紙を郵送し、その返送を受ける方法で売掛金残高を確認することとしていたというのであるから、B社は、通常想定される架空売上げの計上等の不正行為を防止し得る程度の管理体制は整えていたものということができると判断しました。

さらに、本件不正行為は、事業部の部長がその部下と共謀して、取引先の偽造印を用いて注文書等を偽造し、財務部に架空の売上報告をさせたというもので、営業社員らが言葉巧みに取引先の担当者を欺いて、監査法人及び財務部が取引先あてに郵送した売掛金残高確認書の用紙を未開封のまま回収し、金額を記入して偽造印を押捺した同用紙を監査法人又は財務部に送付し、見掛け上はB社の売掛

金額と取引先の買掛金額が一致するように巧妙に偽装するという、通常容易に想定し難い方法によるものであったという事情があり、本件以前にこのような手法による不正行為が行われたことがあったなど、B社の代表取締役において本件不正行為の発生を予見すべきであったという特別な事情も見当たらないとされています。

以上のような事実関係から、B社の代表取締役には、本件不正行為を防止するためのリスク管理体制を構築すべき義務に違反した過失があるということはできないと判断されています。

4. 結論

というわけで、第一に、会社の具体的な事業内容や組織体制を踏まえて、通常想定されるリスクを点検し、そのリスクに対する防止策を構築する必要があります。第二に、過去に同種の不正が行われていた等の事情により、不正が行われるリスクを具体的に予見できていた場合は、それに対する個別の防止措置を講じておく必要があるといえます。

2015.5.7